

四日市市長職務代理者規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 3 4 号

四日市市長職務代理者規則の一部を改正する規則

四日市市長職務代理者規則（昭和 5 9 年四日市市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（市長の職務を代理する副市長の順序） 第 2 条 法第 1 5 2 条第 1 項の規定により、市長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。</p> <p>第 1 順位 副市長 <u>渡辺敏明</u> 第 2 順位 副市長 <u>荒木秀訓</u></p>	<p>（市長の職務を代理する副市長の順序） 第 2 条 法第 1 5 2 条第 1 項の規定により、市長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。</p> <p>第 1 順位 副市長 <u>舘英次</u> 第 2 順位 副市長 <u>渡辺敏明</u></p>

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（総務部総務課）